



## 小矢部市不妊治療費助成事業について



小矢部市では、不妊治療を受けられたご夫婦に対し、治療費の助成を行っています。

対象者	次の要件の全てを満たすご夫婦(事実婚関係にあるご夫婦を含みます。) ①申請日において夫婦の両方又はいずれか一方が引き続き1年以上小矢部市に住所と住民票を置いていること。 ②医療保険各法に基づく被保険者、組合員若しくは加入者又はそれらの人の被扶養者であること。 ③市税等の滞納がないこと。 ④治療日における妻の年齢が満43歳未満であること。
助成対象	不妊治療にかかった自己負担額 ・治療時に小矢部市に住所と住民票を置いていた人の治療費に限ります。 ・富山県の助成金や高額療養費、付加給付金等の支給を受けた場合は、その金額を差し引いた額となります。該当する場合は、その支給を受けた後に市に申請を行ってください。 ・保険適用の有無に関係なく、検査や治療にかかった費用が助成対象です。 ・文書料や食事代、病衣等の費用は助成対象外です。
助成限度額	夫婦合わせて1年度につき30万円まで (令和8年度分の対象:令和8年4月1日～令和9年3月31日の期間に受けた治療)
申請に必要な書類 ①～④… <b>必須</b> ⑤～⑨…該当する場合	①小矢部市不妊治療費助成金交付申請書(様式第1号) ②小矢部市不妊治療費助成金事業受診等証明書(様式第2号)※受診者ごとに必要です。 ③領収書および診療明細書 ④治療を受けた方の健康保険加入を証明するもの(現在の健康保険証(有効期限内のもの)・資格情報のお知らせ・資格確認書・マイナポータルの資格情報画面等) ⑤(支給された場合)高額療養費、付加給付金などの額を確認できる書類の写し ⑥(交付された場合)富山県特定不妊治療費助成承認決定通知書の写し ⑦(支払われた場合)その他自己負担額の補填を目的として支払われた金銭の額を確認できる書類の写し ⑧[事実婚関係にある夫婦又は同一世帯にない夫婦のみ]夫婦それぞれの戸籍謄本の写し ⑨[事実婚関係にある夫婦のみ]事実婚関係に関する申立書(様式第3号)
申請期限	令和8年度治療分は、令和9年9月末まで  治療終了後は、必要書類が揃い次第、速やかに申請をお願いします。
申請窓口	小矢部市子ども家庭課(小矢部市子ども家庭センター) 窓口 小矢部市鷺島15 小矢部市総合保健福祉センター1階 電話 67-8603
助成金支払方法	助成額の決定後に夫婦いずれか一方の名義の指定口座に振り込みます。

### ★医療費控除の申告について

不妊治療費について医療費控除申告をされる場合は、予定助成額を差し引いた額で申告してください。

[参考]治療時に夫婦が同一世帯にない場合の助成対象

○妻が不妊治療を受けた場合

		治療時住所	
		市内	市外
治療時住所	市内	○ 対象	○ 対象
	市外	× 対象外	× 対象外

○夫が不妊治療を受けた場合

		治療時住所	
		市内	市外
治療時住所	市内	○ 対象	× 対象外
	市外	○ 対象	× 対象外



問合せ先:小矢部市子ども家庭課  
(小矢部市子ども家庭センター)  
〒932-0821 小矢部市鷺島15 総合保健福祉センター内  
TEL 67-8603 FAX 67-8602  
Mail: kodomo@city.oyabe.lg.jp